

令和 8 年度 雲仙市入札監視委員会 第 1 回定例会 議事概要

開催日時	令和 8 年 7 月 1 6 日（木）午前 9 時 0 0 分～午前 1 1 時 0 0 分
開催場所	市役所本庁舎 3 階 第 1 会議室
委員	中村 聖三 委員長（長崎大学大学院 工学研究科 教授） 川島 陽介 委員（弁護士） 山口 純哉 委員（長崎大学 経済学部 准教授） 重野 淳 委員（公募委員） 平山 和孝 委員（公募委員）
次第	▶抽出案件の審議 ① 雲仙新湯中継ポンプ場圧送管布設替工事 ② 福石公園休憩所整備工事 ③ 山田浄水場滅菌室新築工事（電気） ④ 林業専用道本川内線開設工事（その 2） ⑤ 五反田地区（田）災害復旧工事 ⑥ 市道千々石中原線追加設計業務 ⑦ 準用河川土黒川(2)河川災害復旧工事 ⑧ サイクルルート路面標示工事
市出席者	財務部長 三宅 隆浩 【事務局】 契約検査課長 山口 定征 契約検査課課長補佐 井上 真 契約検査課課長補佐 相川 貴志 【工事担当課】 下水道課 寺田参事補、柿田主査 財産管理課 黒田課長、境川参事補 水道課 富永課長 農林課 岩下課長、田中課長補佐、大久保主査（農漁村整備課） 農漁村整備課 松竹課長、平参事補 道路河川課 横田課長、川島課長補佐、古賀課長補佐、吉村参事補、 松村主事 監理課 中田課長、松本課長補佐

指名停止措置案件の報告	
質 問 ・ 意 見	回 答
工事関係者事故に関して、安全管理措置の不適切な内容を同様の工事を行う事業者へ周知し、再発防止につなげる仕組みはあるか。 例えば、個人や企業が特定されない一般論として事故の事例集等を作成し、危険予知（KY）活動の参考として役立てることが大切である。	今回の審議対象期間において、指名停止措置を行った２件を報告。 現在は事故の事実を関係部署に周知するにとどまっており、事故の詳細について事業者への周知は行っていない。施工プロセスチェックで施工中の安全対策の確認と指導を行っている。 検討していきたい。
入札結果全体概要報告	
質 問 ・ 意 見	回 答
指名競争入札における不落１件の理由は何か。	河川の土砂浚渫工事において、予定価格超過及び最低制限価格未満による失格となり、有効な入札がなかった。失格した事業者は、運搬費を往復ではなく片道で算出する単純な積算ミスをしていた。なお、市の設計や条件明示に問題がなかったことを確認している。
審議１ 雲仙新湯中継ポンプ場圧送管布設替工事	
質 問 ・ 意 見	回 答
制限付一般競争入札において応札者が３者と少ない要因は何か。 管の老朽化に対し、計画的な更新は行われているか。 新設するダクトイル鋳鉄管の仕様、及び旧管	各社が工事内容、時期、金額等を総合的に判断し、結果として３者となったと推測する。 ストックマネジメント計画に基づき点検及び不良箇所を改築を計画的に進めている。現在、本市で耐用年数を超過している管路はないが、管の状況の点検等しながら順次補修・更新を行っている。

の撤去状況はどのようになっているか。新設管種の選定方法はどのようなものか。	旧管については、現場が原生沼湿原に隣接しており、撤去工事に伴う側方からの湧水等による道路への影響が懸念されたため、道路管理者との協議の上、管内にモルタルを充填し存置処理を行った。また、雲仙地区特有の地熱による熱膨張や損傷を避けるため、塩ビ管ではなく铸铁管を選定した。
---------------------------------------	---

審議 2 福石公園休憩所整備工事

質 問 ・ 意 見	回 答
制限付一般競争入札において応札者 2 者と少ないが、少数の応札でも入札に問題はないか。 建築一式工事 B 等級の事業者の 12 社は建築を主としているのか。中には土木が主の事業者が含まれていて、本工事を施工できる事業者の実態はもっと少なくはないのか。	本入札の対象となる建築一式工事の市内本社 B 等級の事業者は 12 社あるが、民間工事の受注状況等から公共工事への参加は少ない傾向にある。しかし、本入札は電子入札方式で実施しており、入札時点で他の参加者の動向が互いに分からない仕組みとなっているため、参加者数の少なさが直接入札金額に影響することではなく、各者が適正な積算による価格競争を行っており、競争性は確保されていると認識している。 12 社は全て建築を主としている。中には入札には参加せずに施設の修繕などの随意契約に拠る公共事業には協力いただける事業者もある。

審議 3 山田浄水場滅菌室新築工事（電気）

質 問 ・ 意 見	回 答
1 者のみが落札可能な範囲内にあって落札率も高い、他者が明らかに高い価格で予定価格を超過して応札している。この結果をどのように分析しているのか確認したい。	本工事は電気通信と水道配管の複合工事である。発注時期の手持ち工事の状況や、下請け

受注意欲のない事業者が、落札の意思がない高額な価格で入札することは、談合等の不要な疑念を招く恐れがある。辞退しても不利益が生じないことを市から改めて明確に発信し、適切な辞退を促す指導・周知を図るべきである。 今回のように入札価格に懸念が生じる案件については、応札者が積算した直接工事費や諸経費を市の設計と比較できれば、より円滑に審議を行えるため、今後の資料作成等の参考にされたい。	施工する水道配管工事の採算割れを懸念した事業者が受注を回避した結果であると推測する。入札時に提出された工事費内訳書を確認したところ、直接工事費は同等だが諸経費が高く計上されており、意図的な受注回避と判断している。 今後改善を図っていきたい。
審議 4 林業専用道本川内線開設工事（その 2）	
質 問 ・ 意 見	回 答
制限付一般競争入札であるが、応札者が少なく、落札者以外は失格か超過であり、落札率が高い。さらに、失格 2 者の入札額が極端に低く、しかも同額である。入札結果にやや不自然さを感じる。 落札者以外はどの応札者も落札を狙う意識が感じられない。予定価格の範囲外にある 3 者がどのような意識で入札をしたかを確認したい。	応札者が少数に留まったのは、公共工事の繁忙期であることや林業専用道の開設工事という発注工事としての希少さから、支障木の伐採作業等不慣れな工種・工程が敬遠されたためと考えられる。 落札した 1 者以外の 3 者は、入札時に提出された工事費内訳書を確認したところ、単価設定において誤った日当たり施工量で算定する等、積算時の数量入力の際りによる最低制限価格未満での失格、または週休 2 日補正の誤用に

事業者が積算誤りをしたことについて市の方に原因はないか。	よる予定価格の超過が原因であり、意図的な不調を狙ったものではないと考えられる。 3者の積算誤りについては、参考図書に記載された積算基準の参照元の確認や、内訳書の基準単位の確認、また特記仕様書の精査を十分に行うことで、防ぐことができたものと考えている。したがって、市が提示した参考図書自体に不明瞭な点はなかったと認識しているが、今後、参考図書を作成するにあたっては、見積もり業者が誤認や積算誤りを起こすことがないように、表記の工夫に努める。
審議 5 五反田地区（田）災害復旧工事	
質 問 ・ 意 見	回 答
入札価格が、最低制限価格付近のグループと、そこから大きく離れ予定価格を超過した高額のグループに二極化している理由は何か。 積算誤りが生じた原因について、そもそも市側が提示した資料等の表記が分かりにくかったのか、あるいはシステム上の不備など、事業者間で同様のミスが多発した具体的な要因が分かるのか。	入札時に提出された工事費内訳書を確認したところ、最低制限価格付近のグループについては、積算内訳書が市の設計金額とほぼ同額であり、最低制限価格を意識した適正な積算による応札と推測される。 一方、高額となったグループについては、一部の工種における特殊単価の適用において、算定単位を誤って積算したことによるミスが原因と推測される。この単位の読み違いによって直接工事費および入札総額が増加し、適正に積算したグループとの間に大きな価格差が生じた結果、二極化に至ったものである。 同様の積算誤りが多発した要因としては、まず、市が配布した参考図書をもとに、例えば、自動積算ソフトで機械的に積算した際、文字や数値の認識誤りにより同様の積算誤りが生じた可能性が考えられる。また、当日は災害復旧

今後同様の事態が発生しないよう、引き続き原因の把握に努めるとともに、事業者に対して適切な積算を促す再発防止策を講じられたい。	工事の入札が複数件重複しており、積算の精査が不十分になり、見落としにつながった可能性が考えられる。 誤認を防ぐための表記の工夫、視認性の向上に努めていく。
審議 6 市道千々石中原線追加設計業務	
質 問 ・ 意 見	回 答
入札率約 80%から 100%超まで約 20%の開きがある。一般的に今回のような業務の入札では建設工事と比べて積算にばらつきが生じやすい特性があることは理解しているが、今回の入札においてこれほどの価格差が生じた具体的な要因が分かるか。 そうであれば、市外からの技術者確保や持ち業務の状況の違いは、各事業者の積算において、具体的に内訳の技術者単価や従事日数など、どのような部分に価格差となって表れるのか、その具体的な積算構造について伺いたい。	本業務の積算は設計業務等標準積算基準書に準拠して適正に行っており、基準外の項目についても見積単価を適用した特殊単価を公表している。したがって、市の設計及び条件明示に不備はなく、適正な積算を行うための条件は十分に整っていたと判断している。 入札金額に価格差が生じた要因としては、本業務の入札参加対象業者が、市外に本社を置き広域的に事業を展開する事業者であり、各社の手持ち業務の状況や担当技術者の稼働状況の違いなどから、利益を優先して高値で応札する事業者と落札を重視して安値で応札する事業者が混在したため、結果として価格差が生じたものと推測される。 応札した事業者の積算内訳書は取り寄せていないため、積算の詳細は把握できていない状況である。市は技術者の旅費の対象となる人件費等は基準書に基づく積算を行っている。入札参加者において、必要経費の算出に差がでたも

積算内訳が不明なままでは改善につながらないため、今後の対応について十分な検討をされたい。 工事では入札時に内訳書の提出が義務付けられている。建設コンサルタント業務においては入札時の内訳書の提出を求めているが、入札監視委員会で審議対象となった入札においては、適正な積算と今後の分析のため、内訳書の提出を求めることはなどのできなのか。	のと考えている。 ご指摘の通り、要因分析のためには積算内訳書等の資料を収集して確認する必要がある。今後、このような価格差が見られる案件について、入札手続き等の改善や是正が必要であるか、当委員会でのご意見も踏まえながら、内訳書の提出を求める手法も含めて検討したい。
審議 7 準用河川土黒川(2)河川災害復旧工事	
質 問 ・ 意 見	回 答
本案件は、応札した 5 者のうち落札者を除く 4 者が最低制限価格未満で失格となり、最も高い価格を提示した事業者が落札している。ランダム係数の影響によるものと思われるが、改善点はないか。 制度上の仕組みは理解するが、ランダム係数の影響によって失格となり、事業継続や従業員の確保に支障をきたす事業者が生じる懸念はないか。	当委員会からもこれまで、数値の出方によって不落や高落札率が生じることについてご指摘をいただいているところである。 落札者は最低制限価格帯を狙った応札ではあったものの、算出された係数がわずかに高くなったことで、このような結果となった。仮に算出された係数がわずかに低い数値であれば、より低い価格を提示していた事業者が落札する形となっていた。最低制限価格の決定にランダム係数を用いている以上、現状としてはこうした現象が起こり得るものと考えている。 最低制限価格の下限值は他自治体と同水準であり、低すぎる設定ではないと認識してい

事業者が等しく正確な積算を行っている中、稀にはあるものの、適正な価格で落札を狙った事業者が報われず、高値の事業者が落札する結果が生じる場合がある。他自治体の工夫された事例も参考に、少しでも改善を図るための取り組みを検討されてはどうか。 不正防止は本来発注者自身が果たすべき責務であることを踏まえ、県内外の多様な事例収集と検証を重ねながら、本市における入札制度の継続的な改善に取り組まれない。	る。最低制限価格以上で契約が締結されるため、ランダム係数制度の運用自体が直接的に低い金額での受注を強いる原因にはならないと考えている。 ランダム係数は、不正防止ならびに公正性および競争性の確保を目的として導入している。委員からご指摘のあったような事例については、本市としても真摯に受け止めている。 市としては、過度な価格変動を抑えるため、令和 6 年度よりランダム係数による変動幅を従来の半分に縮小する改善を行ったところである。今後も当委員会の意見を踏まえ、より適切な入札制度のあり方について継続して研究・改善に取り組んでいきたい。 他自治体の事例収集や検証を行いながら継続的な改善に努めてまいりたい。
審議 8 サイクルルート路面標示工事	
質 問 ・ 意 見	回 答
応札価格が僅少な差となった背景にはどのような要因があるのか。 ランダム係数に関する意見として、今回の審議対象期間の入札結果からは、ランダム係数に起因する著しい高価格での落札事例は減少傾向	本工事は区画線工のみの単工種であり、積算自体が比較的容易な工事であったためであると考え。受注意欲の高い事業者が最低制限価格帯を狙って応札した結果、僅差が生じたものである。なお、入札時に提出された工事費内訳書を確認したところ、いずれの事業者も適正に積算されていた。

向にあり、一定の成果が見られる。 一方で、今後の AI 技術等の普及に伴い事業者の積算精度がさらに向上する時代において、現行のランダム係数制度が不正防止という目的に対して十分な費用対効果を果たしているかについては、引き続き最適な手法であるかを検証・考察していく必要がある。 ランダム係数がもたらす影響や費用対効果を客観的に分析した上で、より実効性の高い公正性確保の手法について、他自治体に先駆けた検討を期待したい。	
審議案件に関する委員会の所見	
入札及び契約の過程並びに契約の内容等の透明性や競争確保について、大きな問題は認められない。	